

告 示

埼玉県告示第千五百十一号

次の貸金業者については、その所在を確知できないため、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項第一号の規定により、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、同条の規定により、貸金業者の登録を取り消す。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 商号又は名称

三友

二 氏名

宮 崎 和 宏

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県川越市野田町二丁目十八番地三十一宮崎ビル二階

四 登録番号

埼玉県知事（七）第〇三〇一五号

五 登録年月日

平成二十七年六月九日